

「e - ふくちやま」事業のあり方懇談会運営上の確認事項等について（案）

1 懇談会設置の趣旨

「e - ふくちやま事業」のあり方懇談会は、市民の皆様や利用者、学識経験者や有識者など、多方面からの参画をお願いし、事業の今後のよりよい方向性を見出していくためにご意見等をいただく機会として開催するものです。諮問答申という形ではなく、広くご意見等を伺うものであり、一定の結論を導くことを目的とはしていません。

2 運営上の確認事項

- (1) 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
 - ①懇談会の開始、終了時刻を守りましょう。
 - ②各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くならないよう配慮しましょう。
- (2) お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ①発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
 - ②メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
 - ③特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
 - ④懇談会に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、事務局に対して事前に意見等を提出することができます。提出された意見等は、参考意見として懇談会で出席者全員に報告します。
- (3) 目的に則った議論を行いましょ。う。
 - ①望ましい将来を考え、建設的な議論を行いましょ。う。
 - ②提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょ。う。
- (4) その他
 - ①円滑な懇談会運営を図るため、発言は明確かつ簡潔に行うなど、座長の議事進行にご協力をお願いします。
 - ②時間を有効に活用するため、資料は極力事前配布しますので、当日までにご一読ください。
 - ③懇談会の内容を個人的にSNS等での公開はしないこととします。

3 懇談会の公開等

- (1) 懇談会は、原則として公開とします。ただし、個人のプライバシーに関する内容については、非公開とします。
- (2) 懇談会の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影はできないこととします。
- (3) 懇談会の一般傍聴は、自由とします。ただし、懇談会中の一般傍聴者の発言はできません。
- (4) 懇談会の開催や資料や議事概要は、市のホームページ等で公開します。

4 懇談会の傍聴

- (1) 懇談会を傍聴される方は、会場に入室する前に受付にて必要事項（氏名、住所）を記入してください。
- (2) 懇談会には傍聴席を設けますが、満席となった場合は、入室を断る場合があります。
- (3) 懇談会の構成員の総意として議事を非公式とする場合、又は座長が退室を命じた場合は、傍聴できないため、速やかに退室をお願いします。
- (4) 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ②批判、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - ③発言、私語、談論などをしないこと。
 - ④プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。

- ⑤みだりに席を離れないこと。
- ⑥会場内のカメラ、ビデオ撮影や録音をしないこと。
- ⑦前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- ⑧傍聴人が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。
以上のほか、傍聴人は事務局職員の指示に従って下さい。